

事 務 連 絡
平成 2 5 年 6 月 6 日

一般社団法人 日本旅行業協会 御中
一般社団法人 全国旅行業協会 御中

観光庁観光産業課

取引額報告の徹底について

標記については、旅行業法第10条及び旅行業法施行規則第9条の2の規定に基づき、旅行業者の事業年度終了後100日以内に国土交通省令に定めるところにより、観光庁長官に報告しなければならないとなっております。

また、取引額報告は、消費者保護のために供託する営業保証金または弁済業務保証金分担金の算出の基礎となっており、旅行業法の目的である旅行者の利便の増進や旅行業務に関する取引の公正を達成するために重要なものです。

それにもかかわらず、最近、当庁から未報告の指摘や提出期限を過ぎてからの報告が見受けられます。

観光庁の行政処分基準においては、取引高未報告等に係る違反は、行政指導前置の18日間の業務停止となっております。

貴協会におかれましては、傘下会員に対し、本報告の重要性と法令遵守について、周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

観光庁行政処分基準

<http://www.mlit.go.jp/common/000219146.pdf>

担 当：観光庁観光産業課 吉田
03-5253-8330